

尾鷲港港湾計画書

－軽易な変更－

令和7年12月

尾鷲港港湾管理者

三重県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成19年5月 三重県港湾審議会
- ・平成19年7月 交通政策審議会第26回港湾分科会

の議を経た尾鷲港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1. 旅客船埠頭計画	2
2. 小型船だまり計画	3

変更理由

林町地区において、既設桟橋の老朽化及び、須賀利漁港と結ぶ定期航路の廃止を踏まえ、旅客船埠頭計画を廃止する。

また、当該地域の主要産業である水産業の振興のため、小型船だまり計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1. 旅客船埠頭計画

1-1 林町地区

既設桟橋の老朽化及び須賀利漁港と尾鷲港を結ぶ航路の廃止に伴い、旅客船埠頭計画を廃止し、以下の施設を撤去する。

既設
小型桟橋 1基

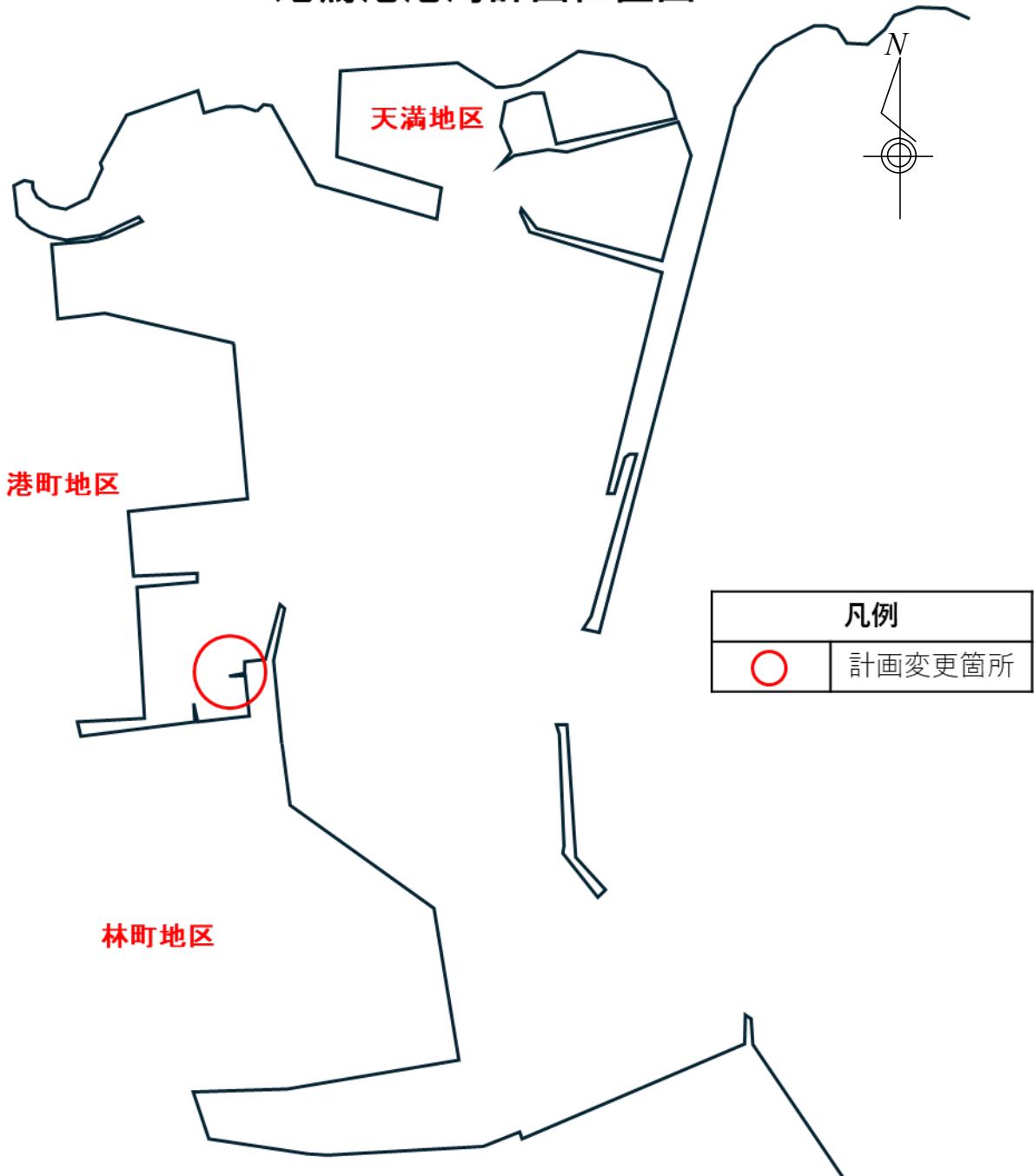
2. 小型船だまり計画

2-1 林町地区

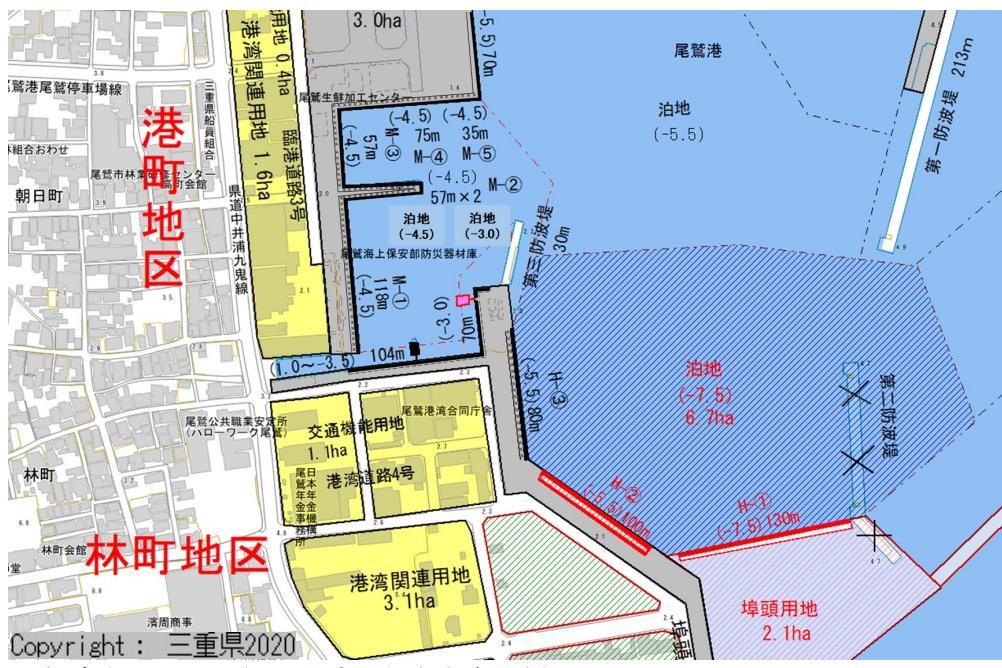
当該地域の主要産業である水産業の振興のため、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

泊地	水深 3 m	面積 1 ha	[既設]
防波堤	延長 30 m		[既設]
物揚場	水深 1 ~ 3 m	延長 174 m	[既設]
小型桟橋	1 基 (専用)		[新規計画]

尾鷲港港湾計画位置図



尾鷲港港湾計画図 (林町地区)



共有デジタル地図（三重県市町総合事務組合）M-GIS から出力

凡例		
	航路・泊地	(既定計画) (既 設)
	防波堤	(既 設)
	物資補給岸壁	(既 設)
	公共岸壁	(既定計画) (既 設)
	公共耐震強化岸壁	(既定計画)
	公共物揚場	(既 設)
	小型桟橋	(今回計画) (既 設)
	施設撤去	
	埠頭用地	(既定計画) (既 設)
	緑地	(既定計画)
	交通機能用地	(既定計画)